

埋蔵文化財の取り扱いについて

令和6年5月
上三川町教育委員会 生涯学習課 文化係

◆埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」のことです。主に考古資料（土器・石器等）や貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡（過去の人々の生活した痕跡を残している土地及びその土地と一体をなしている諸地物）が該当します。

◆土木工事等を行う場合

貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）において土木工事等を行う場合には、文化財保護法等の規定により以下の手続きが義務づけられています。工事の計画等が分かり次第お早めにお問い合わせください。

◆各種届出の手続き

（1）工事しようとする土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」かどうかの確認

周知の埋蔵文化財包蔵地の場所の確認をするには

『上三川町遺跡分布地図』（上三川町教育委員会 令和3年2月）

をご覧ください。町生涯学習課文化係窓口（町中央公民館）にあります。

※ 工事を計画する際には、必ず生涯学習課文化係（町中央公民館）にて周知の埋蔵文化財包蔵地の場所を確認してください。

① 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合

発掘届の提出の必要はありません。ただし、工事中に新たに遺跡を発見した場合には、別途届出が必要となります。（後述）

② 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合

以下のとおり、発掘届の提出が必要となります。（文化財保護法第93条および第94条）

（2）発掘届の提出

① 個人・法人の場合（文化財保護法第93条）

埋蔵文化財のある場所で建築・土木工事・開発事業などを実施しようとするときは、工事着手の60日前までに規定の書式で「土木工事等のための発掘に関する届出書」の提出が義務づけられています。必要な書類を添付のうえ、文化係窓口へ2部ご提出ください。

② 公共機関の場合（文化財保護法第94条）

国の機関、地方公共団体、法人（政令で定めるもの）等が埋蔵文化財のある場所で建築・土木工事・開発事業などを実施しようとするときは、**速やかに**規定の書式で「土木工事等のための発掘に関する通知書」の提出が義務づけられています。必要な書類を添付のうえ、文化係窓口へ**2部**ご提出ください。

（3）書類提出後の手続き

届出書・通知書が提出された後、栃木県（所管：文化振興課）の指示が上三川町教育委員会を経由して申請者に通知されます。指示の内容は以下のとおりです。

① 埋蔵文化財が壊される危険性がなく工事が可となる。（慎重工事）

- ア 掘削深度が浅く埋蔵文化財への影響がない場合。
- イ 周辺における過去の調査において、埋蔵文化財が確認されておらず、工事該当箇所において埋蔵文化財が確認される可能性が著しく低い場合。

② 工事の時に調査担当者が立会い、必要に応じた記録をとった後に工事を行う。（立会調査）

- ア 基礎工事、下水管理設工事等、掘削範囲が狭小であり、埋蔵文化財の確認面（50cm程度）に及ぶ掘削工事である場合。

③ 埋蔵文化財を壊さない形の工事に計画変更して実施する。（計画変更）

④ 記録保存のため工事着手前に発掘調査を行う。（発掘調査）

- ア 別表のとおり
- ※ 通常、発掘調査実施前に確認調査を実施します。

（4）発掘調査となった場合

栃木県より**発掘調査の指示**が出された場合は、上三川町教育委員会との間で調査方法・日程・調査費用等について具体的な協議が行われます。

① 調査費用の負担

発掘調査にかかる費用については、原因者である**事業者**に協力を求めて負担をしていただきます。 ※別紙「発掘調査費用の事業者負担について」参照

② 調査の実施

通常、上三川町教育委員会が主体となって調査を実施します。発掘調査の実施時期によっては、工期が遅れる場合がありますので、できるだけ早い段階に協議・調整を行ってください。なお、発掘調査の届出は、**発掘に着手する30日前まで**に生涯学習課窓口へご提出ください。**（文化財保護法92条）**

③ 出土品の処理

出土品は遺失物法の適用をうけ、警察署に発見届を提出した後、栃木県の鑑査により文化財に認定され、栃木県に帰属することとなります。法律上土地の所有者は出土品についての所有権がありますが、出土品の文化財としての意義をご理解いただき、関係権利を放棄していただくようお願いしています。

(5) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の新しい遺跡を発見したときは、「遺跡発見届」(文化財保護法 第96条および第97条)を提出しなければなりませんので、ただちに生涯学習課までご連絡ください。なお、文化庁長官(栃木県)は、発見された遺跡が重要なものであり、保護のための調査を行う必要があると認めるときは、その現状を変更するような行為の停止又は禁止を命ずることができます。その期間は3ヶ月ですが、調査の進行に合わせて6ヶ月まで延長できます。また文化庁長官(栃木県)は届出がなされなかった場合でも、現状変更停止等の措置をとることができます。

◆問い合わせ先

- 担当課：上三川町教育委員会事務局 生涯学習課 文化係 (ORIGAMI プラザ内)
- 所在地：〒329-0611 栃木県河内郡上三川町大字上三川4173番地1
- TEL：0285-56-3510
- FAX：0285-56-6691
- e-mail：gakusyu01@town.kaminokawa.lg.jp

1 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

(1) 経費の原因者負担について

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものとされています。開発事業が計画されたことにより、埋蔵文化財を現状のまま保存ができなくなった場合、発掘調査による記録保存を実施します。この場合、当該埋蔵文化財の現状保存を損なう原因となった開発事業等の事業者に対し、その経費の負担の協力を求めることとしています。

ただし、営利を目的としない個人住宅や営利目的であっても費用の負担が困難な零細企業の場合には、この限りではありません。

(2) 原因者負担の根拠について

・文化財保護法第99条第3項 →「事業者に対し協力を求めることができる」

2 事業者負担を求める発掘調査経費

(1) 発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）

- ①表土掘削および埋め戻しにかかる重機借上料
- ②発掘調査にかかる人件費
- ③事務所プレハブ・簡易トイレ・テント等の借上料
- ④その他必要経費

(2) 出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）

- ①整理作業にかかる人件費
- ②出土遺物の保存処理費
- ③その他必要経費

(3) 報告書作成費等

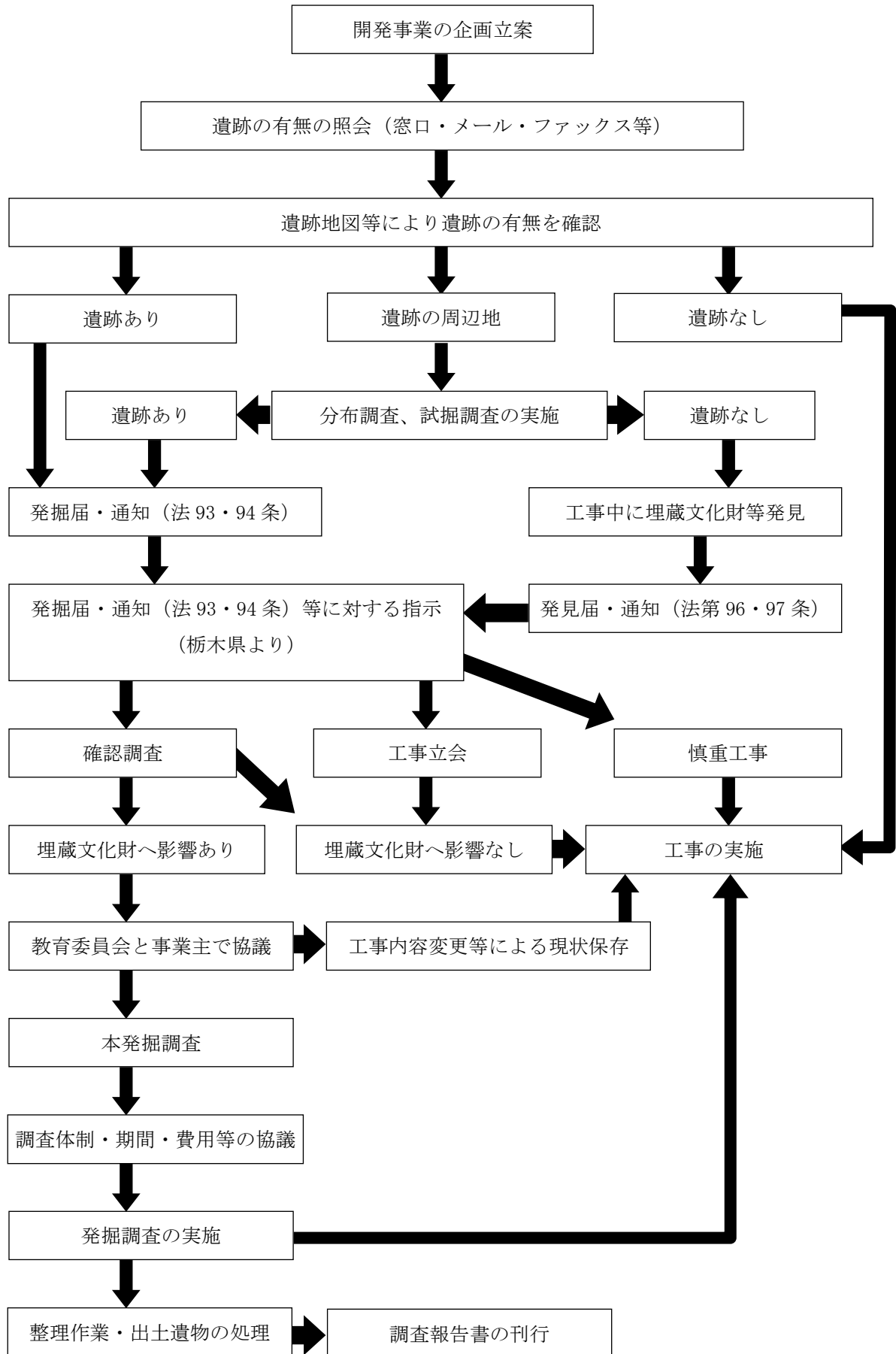
- ①印刷製本費

3 発掘調査経費・期間の積算

発掘調査にかかる経費や期間の積算については、下記に準拠しています。

→栃木県教育委員会『栃木県埋蔵文化財保護の手引き』平成14年1月

土木工事等における埋蔵文化財に関する協議の流れ



栃木県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準（別表）

種 別	取 扱 い	
埋蔵文化財が掘削、破壊される場合	発掘調査を実施する。	
掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	埋蔵文化財から30cm程度の保護層が確保されない場合は、発掘調査を実施する。	
一般的な盛土や工作物の設置の場合であっても、地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合	埋蔵文化財に影響をおよぼすおそれのある場合は、発掘調査を実施する。	
道 路 (鉄道は 道路に準 ずる)	原則として道路は、発掘調査を実施する。ただし以下の場合は対象から除外する。	
	一般的な工事用道路	工事による掘削や影響が埋蔵文化財に及ばない場合は、発掘調査を実施しない。
	植樹帯	同上
	歩道	同上
	高架・橋梁の橋脚を除く部分	同上
	道路構造令に準拠していない農道・私道・側道	同上
	道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分	同上
ダム	堤体・貯水池	発掘調査を実施する。
	常時満水域・より高い区域	工事による掘削・影響が埋蔵文化財に及ばない場合は、発掘調査を実施しない。
河川	堤防敷、低水路	発掘調査を実施する。
	高水敷	工事による掘削・影響が埋蔵文化財に及ばない場合は、発掘調査を実施しない。
恒久的な盛土・埋立	原則として現地表から3mを超える場合は、発掘調査を実施する。ただし、地表に遺構が顕在している場合は、3m以下であっても発掘調査の対象とする。	
建築物	工事による掘削・影響が及ぶ場合は発掘調査を実施する。ただし、埋蔵文化財から30cm程度の保護層が確保される場合は、発掘調査を実施しない。	
その他の開発事業	埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合や埋蔵文化財の保存措置を講ずることが困難な場合は発掘調査を実施する。	